

実行委員会の組織及び運営等に関する質問

平成 30 年 3 月 19 日

大町の芸術祭を考える会
事務局長 太谷優子

北アルプス国際芸術祭を平成 32 年度においても開催する方針であることが報じられています。そうである場合、実行委員会の組織の性格、運営などについて、これまでの実施状況を踏まえて整理し、事前に疑義を正しておく必要があります。法令違反の疑義が生じて後から議会の追認を請うようなことを繰り返してはなりません。

そこで、本会からの質問を以下のようにまとめました。多岐にわたり恐縮ですが、これらに対する回答を、箇条書き程度で結構ですので、4 月 2 日（月）午後 5 時までに本会に E-Mail 等でお届け願います。なお、質問内容は報道機関や WEB 上で公開いたします。市民も広く共有すべき論点だと考えるからです。ご多忙のところとは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実行委員会組織の性格について

01 大町市は法人として加入しているのか、「牛越徹」の個人加入なのか。

説明：実行委員会には「牛越徹」名義の入会届が提出されている。これにより大町市が法人として加入したことになるのか。なるとすれば、法人としての加入手続きはいつ、だれが、どのようにして加入したのか、その法令上の根拠は何かなどについて説明が必要。

02 実行委員会の業務を市職員が行い、その給与を負担する根拠はどこにあるのか。

説明：実行委員会は、法令や条例で設立されたものではなく、大町市の組織とは別個の「人格なき社団」である。その業務の全ては、法令や実行委員会の規則によれば、同会の趣旨に賛同して入会した会員のために行われる。その事務局業務を公務として市職員が行い、その給与等の全てを市が支払うことの根拠は地方自治法や地方公務員法のどこにあるのか説明が必要。実行委員会に市長が個人的に所属しているとすれば、多額の公金支出は、他の補助金や負担金支出に比べて高い負担割合となるが、公平性・公益性の観点から市長の裁量の範囲を超えているのではないか。

03 市が丸抱えで業務を執行し、事業費を負担していることの根拠はどこにあるのか。

説明：市長は、「実行委員会への支援」と称して、実行委員会事務局の業務を市職員に行わせ、芸術祭事業費の 8 割以上を負担している。その一方で、他の実行委員会の会員は 1 円も負担していない。このように市が「丸抱え」で行うことは「支援」の限度をはるかに超えている。このような人件費や事業費の丸抱えによる負担を市ができるとする法令上の根拠について説明が必要。

04 実行委員会の会員（構成団体）の権限の及ぶ範囲は一般市民に及ぶのか。

説明：実行委員会の実行委員長及び実行委員の権限は、それぞれの法人や団体の構成員（一般市民）に及ぶものなのか、及ぶとするとその法令上や実行委員会規則上の根拠はどこにあるのか。

05 実行委員会に損失や賠償責任などが発生した場合は市に責任が及ぶのか。

説明：実行委員会は「人格なき社団」なので、実行委員会の債務は同会の資産の範囲で行うことになるが、実行委員会に損失や賠償責任などが発生して債務超過になった場合は、市や実行委員会構成員に債務負担の責任が及ぶのか。

06 市長が実行委員長を兼業できる理由はどのようなものか。

説明：実行委員会は「人格なき社団」であり、事業を営んでいる。これの執行責任者である実行委員長を、事業費の8割を超える経費を負担している大町市の市長が兼業しているのは、地方自治法第142条の兼業禁止にあたるのではないのか。

2. 市からの負担金の性格について

07 大町市からの負担金について契約書を交わしていないのはなぜか。

説明：市民の目からみると、多額の負担金であるにもかかわらず、市と民間組織の間に契約書が交わされていないのは不自然。契約書が公文書として市に残されないと、市の負担金の負担理由や支出の適正さが客観的に証明できない。

08 負担金は補助金ではないのか。

説明：長野県及び県内19市のうち16市は、市に具体的な反対給付がない負担金支出は補助金として扱い、補助金交付規則を適用している。市が実行委員会に出した負担金は補助金ではないのか。補助金ではない場合、負担金に相当する受益や反対給付（いわゆる見返り）が市にあるのか。その具体的な内容は何か。反対給付がない場合は負担金に補助金交付規則を適用していない理由は何か。説明が必要。

09 負担金の余りは市に返還すべできあり、寄付という形をとるのはなぜか。

説明：事業収入の8割強が市負担金であるので、年度末に余ったのであれば、実行委員会はそれを市に返還するか、補正予算で負担金収入を減額補正すべきである。なのに、返還等をせずに、なぜ翌年度に多額の負担金を請求するのか。市に寄付することができるとする根拠は何か。説明が必要。

3. 平成29年度補正予算（第2号）について

以下の事項についてなるべく詳細に教えてください。なお、これらについて市は公文書で保有し、市民の情報公開請求に対して開示できるのか、個別に明らかにしてください。

10 事業収入のうち「公式ガイドブック」の売上の内訳について。例えば、市外の一般書店で販売分の売上也含まれているのか。また、「公式ガイドブック」や「記録集」の著作権は誰にあって、売上や印税はどれに入るのかなど。

11 事業収入のうち「公式グッズ」の売上と、支出のうち「拠点整備費」におけるグッズ製作費との対比はどうなっているのか。

12 同様に、「二次交通」の売上と、「事務局運営費」における二次交通への支出との対比はどうなっているのか。

- 13 支出の「総合ディレクター業務委託費」の中には、北川氏のバスツアー添乗、パンフレットや記録集・記録映像制作への監修などの諸経費は含まれているのか。アートフロントギャラリー以外の業者に委託されたものは、その業者の選定は誰が行ったのか、その業務においてA F Gないし北川フラム氏に監修費が支払われたかどうか。
- 14 支出の作品制作費のうち作家に直接支払われた金額とのその内訳。
- 15 情報公開資料によると、北川フラム氏は海外作家の代理人として自ら会長を務めるA F Gと契約しているが、海外作家には直接いくら支払われているのか。
- 16 支出のうち大町市内の業者に対する支払われた金額の総額はどのくらいになるのか。

4. その他

- 17 会期中に、作品を展示している場所でのケガ等の事案を把握しているかどうか。
説明：本会の来場者聞き取り調査では、展示会場での安心・安全面への配慮について問題があったのではないかとこの指摘が少なからずあった。転倒やケガについての情報も来場者や医療機関から寄せられている。
- 18 パスポート販売数のうち市職員や実行委員により販売されたものの内訳は。
説明：市職員には一人10～30枚のパスポート販売がノルマとして課されたことや、所属する団体からパスポートの販売が割り当てられたり無償で配られたりしたことが、市民の中で話題となった。パスポートの売上の内実を知る上で説明は欠かせない。
- 19 長野経済研究所の調査報告書についての説明会を開催していただけないか。
説明：同報告書の作成を委託した大町市より、実行委員会はその当事者として、詳しい内容について説明を受けるべきであると考えますが、市民としても関心は高い。ぜひ、説明会を市民に開かれた形で開催していただきたい。
- 20 残される6作品の維持費や固定資産税は誰が負担するのか。
説明：平成28年10月20日の本会主催の説明会での実行委員会の回答では作品は原則全て撤去の方針だったが、結果的に6作品が残ることとなった。そのことに伴う責任は誰（市、実行委員会、A F G、作家など）が負うのか。固定資産税が発生すると思われるが、その評価額はどのように算定するのか。
- 21 大町市による財政支援がなくても平成32年度の開催は可能なのか。
説明：市の実施計画は、基本構想、基本計画とともに市総合計画を構成する計画で、毎年度の予算編成の指針となる計画であるが、3月議会に提出された大町市の実施計画には平成31年度以降の記載がない。つまり、市としての支援は平成30年度のみで、以後は実行委員会の自立で行うという見方でいいのか。
- 22 平成32年の開催においても北川フラム氏を総合ディレクターとするのかどうか。
説明：本会主催の公開シンポジウム（本年1月20日）でも指摘があったように、アートフェスティバルの開催方法には様々な選択がある。「北川方式」に対する批判は全国的にも噴出している中で、北川氏の登用が既定方針なのかどうか説明が必要。

以上

大町の芸術祭を考える会

連絡先：大町市仁科町3302（398-0002） NPO地域づくり工房気付（担当：太谷優子）

Tel&Fax：0261-22-7601 E-Mail：npo@omachi.org